



ひと、くらし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

新潟労働局発表
平成28年4月8日

新潟労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 平田 保

職業安定課長補佐 星野 浩

地方労働市場情報官 佐藤 和彦

TEL : 025-288-3507 (夜間) 025-288-3540

報道関係者各位

「平成28年度 新潟労働局雇用施策実施方針」を策定

～新潟労働局と新潟県が連携・協力して取り組む雇用対策～

「雇用施策実施方針策定の趣旨」

県内の雇用情勢は、求人が回復傾向で推移しており、改善傾向にあるところです。

このような状況の中、雇用施策の実施に当たっては、新潟労働局と新潟県がさらに緊密に連携し、地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施していく必要があります。

このため、新潟労働局（局長 梅澤 眞一）は労働局及び公共職業安定所が実施する施策を講じるに際し、新潟県知事の意見を踏まえて「平成28年度新潟労働局雇用施策実施方針」を策定し、新潟県の講ずる雇用に関する施策と密接な連携の下に、円滑かつ効果的に実施されるよう努め、地域の雇用情勢の改善に取り組めます。

また、本方針に定める事項について、新潟県知事から連携・協力要請があったときは、その要請に応じ、地域における雇用対策に緊密な連携・協力を図ってまいります。

平成28年度に新潟労働局と新潟県が連携・協力して取り組む雇用対策は、以下の4項目を柱として取り組んでいくこととしていますが、その概要は別紙のとおりです。

【新潟県と連携・協力して取り組む雇用対策】

- 地方創生に向けた取組の推進
- 若者の活躍促進
- 障害者の活躍促進
- 女性の活躍推進・働き方改革の実現

平成 28 年度

新潟労働局雇用施策実施方針

平成 28 年 4 月

新 潟 労 働 局

I 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を新潟県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と新潟県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

II 新潟県と新潟労働局が連携・協力して取り組む雇用対策

- 1 地方創生に向けた取組の推進
- 2 若者の活躍促進
- 3 障害者の活躍促進
- 4 女性の活躍推進・働き方改革の実現

1 地方創生に向けた取組の推進

現状と課題

- 平成28年3月高等学校卒業者の県内就職率は87.5%(前年同月比▲1.2ポイント)、大学等卒業予定者は同63.5%(同▲0.5ポイント)(1月末現在)と、いずれも低下していることから、学校卒業者の県内就職促進を図る必要がある。
- 「にいがたUターン情報センター」の利用者延べ数は1,901人(前年同期比19.7%増)、県内就職者数は220人(同▲2.2%減)(1月末現在)となっているが、更にU・Iターン希望者に対する支援に取り組む必要がある。
- 人材不足分野の有効求人倍率は、建設分野3.25倍、運輸分野1.43倍、看護分野3.30倍、介護分野2.46倍と上昇していることから、人材の確保を図る必要がある。

(有効求人倍率は常用+常用パート、平成28年1月現在)

※数値は1月末現在で仮置きとする

今後の取組

- 新規学校卒業者の県内就職促進
 - ・ 企業説明会(首都圏含む)、職場見学会、就職面接会等を開催する。
- U・Iターン就職の促進
 - ・ 新潟県との一体的実施施設「にいがたUターン情報センター」において、U・Iターン希望者に対して求人情報等各種情報を提供するほか、職業相談・紹介を実施する。
 - ・ 首都圏ハローワーク利用者に対して同センター、コンシェルジュ事業への誘導を行う。
 - ・ ひとり親世帯の求職者に対して首都圏のハローワークと連携し、新潟県のU・Iターン支援施策の周知を行う。
- 人材不足分野における人材確保・育成対策への支援
 - ・ 人手不足分野(建設、運輸、福祉等)の職場環境の改善と人材の確保を支援するため、新潟県と連携して合同企業説明会等を開催する。
 - ・ 新潟県が計画する公共職業訓練、労働局が認定する求職者支援訓練において、人手不足分野における職業訓練コースを設定し、ハローワークによる受講あっ旋、テクノスクールと連携した就職支援を実施する。

2 若者の活躍促進

現状と課題

- 若者の採用と育成に積極的な中小企業についての企業・採用情報等を積極的に発信するとともに、面接会等のマッチング機会の提供を行うことにより若者の県内中小企業への就職促進を図ることが必要である。
- 正規雇用を希望しながら、やむを得ず非正規雇用で就労している若者に対して、正社員への移行を支援することが必要である。

今後の取組

- 若年者応援宣言企業、企業紹介動画等による中小企業の情報発信
 - ・若年者応援宣言企業の増加を図り、専用のポータルサイトや県の企業紹介動画を若者に周知し、中小企業の情報発信を強化する。
- 就職支援セミナー、職場見学会、就職面接会等の開催
 - ・新潟県が実施する「若年求職者マッチング支援事業」との連携を図り、就職支援セミナー等を効果的に実施し、若年求職者と企業のミスマッチ解消を図る。
- 職業訓練による能力開発、ジョブカフェ等と連携した就職支援
 - ・離職者訓練として、離職者に対し、ハローワークがテクノスクールの公共職業訓練等を受講あっ旋し、技能習得による正社員就職を促進する。
 - ・在職者訓練として、有期契約労働者等の非正規雇用労働者に対する企業内職業訓練を支援し、キャリアアップ等を図り、正社員化を促進する。
 - ・ジョブカフェが実施する若年者地域連携事業（労働局委託）によりキャリアコンサルティングや就職支援セミナー等を実施し、就職を支援する。

3 障害者の活躍促進

現状と課題

- 民間企業の障害者雇用率は改善しているものの、全国平均を下回っているため、更なる改善に取り組む必要がある。

(平成 27 年 6 月 1 日現在)

	新潟県	全国平均
民間企業	1.85% (前年差0.10ポイント上昇)	1.88% (同0.06ポイント上昇)
市町村等機関	2.45% (同0.10ポイント上昇)	2.41% (同0.03ポイント上昇)

- 障害者の就職件数は、前年度を上回っている。(平成 28 年 1 月末現在)

	件数	前年同期比
新規求職者数	2,685 件	8.1% 増
就職件数	1,481 件	7.3% 増

今後の取組

- 障害者特性の理解の推進

- ・障害者雇用のノウハウが乏しい企業への理解を深めるため就職支援セミナーを開催する。
- ・企業、就労支援機関、特別支援学校等を対象に障害者雇用事例発表や関係機関と企業のシンポジウム等を開催する。
- ・「障害者雇用モデル企業情報発信事業」による企業及び施設等（特別支援学校、福祉就労支援施設等）見学及び事例集の活用により障害者特性の理解を深め、雇用促進を図る。
- ・企業・障害者双方の理解を促進するため、関連機関と連携して職場実習先の開拓を進める。

- 障害雇用の促進と定着支援

- ・プロジェクトチームにおける関係機関（新潟県、新潟市、特別支援学校、新潟障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）と連携した雇用の促進及び定着支援を実施する。

4 女性の活躍推進・働き方改革の実現

現状と課題

- 少子高齢化が進展する中、労働力人口は急速に減少しているため、女性の活躍推進、長時間労働の縮減や年次有給休暇の取得促進等の働き方改革を推進していくことが必要である。

今後の取組

- ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・ 県主催のワーク・ライフ・バランス推進セミナーに労働局が協力し、効果的に実施する。
 - ・ 県が進めている女性活躍推進計画の策定を支援する。
 - ・ 県と労働局が好事例を収集し、ホームページによる周知・広報を図る。
 - ・ 改正育児・介護休業法が成立した場合の事業主説明会開催に併せて、県のイクメン応援宣言企業制度等の施策の周知を図る。
- 長時間労働の縮減など勤務環境の改善
 - ・ 県の労務管理セミナーに労働局が協力し効果的に開催するほか、希望に応じてセミナー受講者の企業に対し労働局のコンサルタントによる個別相談支援を行う。

1 地方創生に向けた取組の推進

- ① 平成 29 年 3 月新規学校卒業者（高校・大学等）の県内就職率を 27 年度実績より上昇させる。
- ② にいがたUターン情報センターにおける年間利用者数 2,600 人、就職件数 280 件を目指す。
- ③ 人手不足分野における公共職業訓練において介護分野 800 人、建設分野 470 人、製造分野 629 人、求職者支援訓練において介護分野 156 人、建設分野 30 人の訓練を目指す。

2 若者の活躍促進

- ① 若者応援宣言企業数 300 社を目指す。
- ② 職業訓練による支援において、公共職業訓練 6,270 人、求職者支援訓練 1,000 人の訓練を目指す。
- ③ ジョブカフェ利用者の就職者数を平成 27 年度実績より増加させる。

3 障害者の活躍促進

- ① 平成 28 年 6 月 1 日時点で実雇用率が全国平均を上回ることを目指す。
- ② 障害者の就職件数は、27 年度実績以上を目指す。

4 女性の活躍推進・働き方改革の実現

- ① 女性活躍推進法にかかる労働者 301 人以上事業所の事業主行動計画策定数 100%を目指す。
- ② イクメン応援宣言企業 20 社以上を目指す。